

中山間地域等直接支払交付金の取扱い に係る説明会

日 時：令和6年7月20日（土） 14時～16時
場 所：一関市役所東山支所 第1会議室
担当課：一関市農林部農政推進課

1

(1) 中山間地域等直接支払制度とは

- ① 中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域において、5年間以上農業を続けることを約束した農業者等に対し、交付金を交付する制度
- ② 対象農用地の条件
農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域内の農用地で、傾斜基準などを満たしており、かつ、1ヘクタール以上の一団の農用地
- ③ 協定農用地（交付金が交付される農用地）
対象農用地の中から、協定の活動対象として設定した農用地
- ④ 対象者
農業生産活動等に取り組む協定を締結し、5年間以上継続して耕作放棄の防止活動や、農道・水路の管理活動を行う農業者等

2

(2) 中山間地域等直接支払交付金の負担割合

<負担割合と交付の流れ>



(参考) 令和5年度決算額(市が交付した金額等)

協定数	面積 (h a)	交付額 (百万円)
290	8,358	1,263

交付金負担額

国 : 631百万円 県 : 316百万円 市 : 316百万円

3

(3) 集落協定違反の場合の取扱い

◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合は、**原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地の交付金を返還していただくことになります。**

■ 第5期対策の場合



4

(4) 第4期対策と第5期対策の交付金の取扱いの違い

① 返還対象となる交付金

ア 第5期対策分 (R2~R6)

耕作又は維持管理が行われていなかった農用地分

の交付金を、協定認定年度に遡って返還

イ 第4期対策分 (H27~R1)

協定農用地の全て

の交付金を、協定認定年度に遡って返還

② 納付書の送付先

それぞれの対策期間の協定の代表者

(第4期と第5期の協定は別団体としての取扱い)

5

(5) 今後の予定

時 期	内 容
令和6年9月	市議会9月定例会議に提案する予算に、返還金に関する予算を計上
令和6年10月	協定の代表者あてに、返還金の納付書を送付
令和7年3月末日	返還金の納入期限

6